

令4福情答申第2号

令和4年6月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(財政局財政部総務資金課)

福岡市情報公開審査会  
会長 作間 功  
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和3年7月5日付け財総第246号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規」に係る非公開決定の件

答 申

**第1 審査会の結論**

「施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

**第2 審査請求の趣旨及び経過**

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和3年5月28日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和3年5月19日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 令和3年5月28日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により非公開決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和3年6月8日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

**第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨**

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書及び反論意見書において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求書における主張

実施機関によれば、外勤の際にはホワイトボードに行き先を記載するものの、公文書には当たらないとのことであるが、ホワイトボードに行き先を書いていくというような内規などの決まりがあるのか。

現場監督などでたいへん外勤の多い職場であるにもかかわらず、自動車運行表も行き先をはっきり書いていないものも多く、ICカードも駅名は分かっても行き先は分からない。徒歩で出かける所もあるとのこと、1日どこを回って、「異常なし」くらいの記録は残さなくても良いのか。

ICカードは現金に匹敵するものであり、現金の場合は領収書とともにどこへ行ったかの命令書も必ずいるとのことであるから、ICカードについても、駅名だけでなく、目的地まで書くべきではないか。

また、外勤の記録がまったくないというのは、書類を隠しているのではないかと感じてしまい、ぜひ審査会の先生方に確認していただきたい。

## (2) 反論意見書における主張

私は歯科で口がヒリヒリになり、死ぬほどの苦しみを味わった事から、接着剤問題を考えるようになった者である。歯科では、水銀50%の歯の詰め物、アマルガムがあるというのだが、納得していない。それと同じように実施機関の対応にも納得していない。

問い合わせをしても、現場監督で外に出ていて何時に戻るか分からないなど対応がいい加減である。ホワイトボードには書いて行っているが、外勤が多いのに何も記録をつけていない。そのような職場であっていいのかと思う。

本件審査請求後に、情報公開申請により1カ月分のスケジュール帳が公開された。スケジュール帳があるなら、日報くらいはないのか。

## 2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

### (1) 弁明の趣旨

本件処分は、対象文書を保有していないことを理由に処分を行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

### (2) 弁明の理由

① 施設建設課職員が行う現場監督業務は、現場における確認業務及び関係者との協議であり、その際に外勤の記録や資料等の作成をするものではない。

② 同課において職員が現場監督業務として外勤を行う際、全ての行動の記録をつける規定や様式を定めた内規はない。

なお、ICカード利用時は、総務企画局人事部労務課作成の旅費制度要覧より、現金の支給が発生しない旅行については、旅行命令書等の記載を省略することができる定められていることから、管理として乗車区間等の記載のみ行っている。

また、庁用車利用時は、福岡市庁用自動車管理規則より庁用車運行状況を記載することが定められているため、同規則に基づき同課職員においては、施設名等の記載を行っている。

なお、上記については、令和3年5月28日付け財施第15-1号により、公文書として公開を行っている。

③ 同課職員が外勤を行う際、行先の参考としてホワイトボードへの記載を行っているが、記載について内規で定めたものはない。

#### 第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### 1 本件対象文書について

本件審査請求における審査請求人及び実施機関の主張から判断すると、審査請求人が公開を求める文書は、施設建設課の特定職員が現場監督業務を行った際の記録や作成した資料、同課職員が同業務を行う際に作成する記録の書類様式やそれを定めた内規等、及び外勤を行う際にホワイトボードに行き先を記載することに関する内規と解される。

##### 2 本件対象文書の存否について

実施機関に確認したところ、施設建設課における現場監督業務は、現場における確認や関係者との協議を行うものであり、同課特定職員が同業務を行った際に日報等の外勤の記録や資料は作成しておらず、また、同業務により外勤を行う際に行動の記録をつけることを求めたり、その様式を定めた内規はなく、そのこと

で業務に支障が生じることはないとのことであった。

さらに、外勤を行う際には、内部の便宜的な観点からホワイトボードに行き先の記載を行うものの、その記載に関する内規もないとのことであった。

そこで検討するに、本件対象文書のいずれをも実施機関が保有していないという前記実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、またそのような文書を所持していることをうかがわせるような事情も認められない。

よって、実施機関が本件対象文書の不存在を理由に行った本件決定は妥当と判断する。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月15日	実施機関からの諮問
令和3年12月17日	実施機関の弁明意見書を收受
令和4年1月11日	審査請求人の反論意見書を收受
令和4年1月24日（第1部会）	審議
令和4年2月21日（第1部会）	実施機関の口頭意見陳述・審議
令和4年4月25日（第1部会）	審議
令和4年5月30日（第1部会）	審議

## 第6 答申に関与した委員

作間功、五十川直行、大神朋子、大脇成昭